

# 出品者ニュース

## Newsletter to Exhibitors

社団法人 日本自動車工業会  
モーターショー統括部

### 第 37 回東京モーターショー 乗用車・二輪車 (2003 年) 健康増進法施行への対応について

本年5月1日より健康増進法が施行され、多数の人が利用する施設の管理者は、施設利用者について受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなりました。東京モーターショーにおいても、同法に対応するため禁煙及び分煙措置を講じます。

#### 1. 健康増進法(抜粋)

##### 第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### 2. 東京モーターショー会場における対応

1) 全面禁煙エリア	展示ホール内(西・中央・東・北・イベントホール) 小間内に喫煙所は設置できません。(出品者控室内は、出品者の判断に委ねます) 従来、西・中央・東ホール北側トイレ前に設置していた灰皿は屋外サービス通路に移動します。 北ホール2階こども広場 プレスセンター
2) 分煙措置エリア	国際会議場、西・中央・東ホールの2階中央モール、屋外所定の灰皿設置場所に限定する。

東京モーターショー「規程」で定めていた「喫煙所設置届」(P.18)は取止めとなります。

#### 3. 吸煙空気清浄機の設置(予定)について

JT 日本たばこの協賛を得て、2階中央モール及び出品者共同休憩室(部品部門)には吸煙空気清浄機を、また屋外休憩ゾーンには、バス方式のスモーカー(1台)を設置予定。

以 上